

令和4年11月10日  
 地域行政部  
 地域行政課

## 世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

### 1 改正主旨

世田谷区立奥沢区民センターは、設置されている奥沢センタービル・三敬ビルの耐震化工事が完了するまでの間、利用者等の安全を最優先に確保するため、二か所に分散仮移転し運営を継続する。

仮移転に伴い、規定の整備を図る必要があることから、世田谷区立区民センター条例の一部を改正する。

### 2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

- (1) 位置及び施設の変更
- (2) 使用料の改定

### 3 施行予定日

規則で定める日

### 4 仮移転先の施設概要

- (1) ①所在地：奥沢三丁目31番6号
- ②建築年月：令和4年6月
- ③専有面積：140.22㎡

室名	定員	面積
第一会議室	60名	80㎡

- (2) ①所在地：奥沢五丁目40番6号
- ②建築年月：平成28年7月
- ③専有面積：90.94㎡

室名	定員	面積
第二会議室	65名	80㎡

### 5 周知方法

- ・ けやきネット登録団体への個別周知の他、区のおしらせ、区ホームページ、けやきネットホームページ、施設内でのポスター掲示による利用者周知を12月中に実施する。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和4年	11月	第4回区議会定例会（条例改正提案）
令和4年	12月	区民周知、仮移転準備
令和5年	3月末	現在地での奥沢区民センターの供用終了
令和5年	4月	仮移転後の奥沢区民センターの供用開始

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新							旧						
<u>附 則</u>													
1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。													
2 世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。													
3 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。													
別表第1（第2条、第3条関係）							別表第1（第2条、第3条関係）						
名称		位置		施設名			名称		位置		施設名		
世田谷区立奥沢区民センター		東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号及び奥沢五丁目40番6号		会議室 ロビー			世田谷区立奥沢区民センター		東京都世田谷区奥沢三丁目47番8—201号		会議室 ロビー・資料コーナー 体育施設		
別表第3（第10条関係）							別表第3（第10条関係）						
1 午前、午後A、午後B、夕方及び夜間の使用区分により使用する施設							1 午前、午後A、午後B、夕方及び夜間の使用区分により使用する施設						
名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間	名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで			午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
世田谷	第1会	1,260円	840円	840円	840円	840円	世田谷	第1会	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円

区立奥 沢区民 センタ ー	議室					
	第2会 議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>

区立奥 沢区民 センタ ー	議室					
	第2会 議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	第3会 議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>

< 周辺図 >

